

●香川県告示第83号

平成3年香川県告示第38号（児童福祉法施行細則の規定による徴収金の額に係る知事が定める基準）の一部を次のように改正する。

平成27年3月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前																							
別表第1（1関係）		別表第1（1関係）																							
費用徴収基準		費用徴収基準																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">税額等による階層区分</th> <th colspan="2">療育の給付</th> </tr> <tr> <th>徴収基準額（月額）</th> <th>加算基準額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td colspan="2">生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>		税額等による階層区分	療育の給付		徴収基準額（月額）	加算基準額（月額）	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		略			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">税額等による階層区分</th> <th colspan="2">療育の給付</th> </tr> <tr> <th>徴収基準額（月額）</th> <th>加算基準額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td colspan="2">生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯</td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>		税額等による階層区分	療育の給付		徴収基準額（月額）	加算基準額（月額）	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		略		
税額等による階層区分	療育の給付																								
	徴収基準額（月額）	加算基準額（月額）																							
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯																								
略																									
税額等による階層区分	療育の給付																								
	徴収基準額（月額）	加算基準額（月額）																							
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯																								
略																									
備考		備考																							
<p>1 略</p> <p>2 世帯階層区分の認定</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 認定の基礎となる用語の定義</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第84条第1項の規定によって計算された所得税の額（ただし、所得税を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項に規定する特定寄附金のうち、同項第1号、第2号</p>		<p>1 略</p> <p>2 世帯階層区分の認定</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 認定の基礎となる用語の定義</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第84条第1項の規定によって計算された所得税の額（ただし、所得税を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項に規定する特定寄附金のうち、同項第1号、第2号（地方税法（昭和25年法律第226</p>																							

(地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の7第1項第2号に規定する寄附金(以下「寄附金」という。)に限る。)及び第3号(寄附金に限る。)に規定するものに限る。)、第84条第1項、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条並びに所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号。以下「平成25年改正法」という。)附則第59条第1項及び第60条第1項の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税の額(ただし、所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。)、生活保護法による保護並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付をいう。まず、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除をいう。)の有無、生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援については支援給付を受けている事実をもって認定の基準とする。

ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3)・(4) 略

3・4 略

別表第2(2の(1)関係)

費用徴収基準

徴収基準額(月額)

号)第314条の7第1項第2号に規定する寄附金(以下「寄附金」という。)に限る。))及び第3号(寄附金に限る。)に規定するものに限る。))、第84条第1項、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条の規定は適用しない。))、地方税法により賦課される市町村民税の額(ただし、所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。))、生活保護法による保護並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付をいう。まず、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除をいう。)の有無、生活保護については現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援については支援給付を受けている事実をもって認定の基準とする。

ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3)・(4) 略

3・4 略

別表第2(2の(1)関係)

費用徴収基準

徴収基準額(月額)

税額等による階層区分		入所施設
		母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部及び自立援助ホーム
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	略
略		

備考

- 1 略
- 2 この表のD階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び旧所得税法第84条第1項の規定によって計算された所得税の額をいう。
ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
(1)・(2) 略
(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条並びに平成25年改正法附則第59条第1項及び第60条第1項
- 3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設、指定発達支援医療機関（入所に限る。）、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム（法第6条の3第8項に規定する事業を行う住居をいう。以下同じ。）及び里親をいう。
- 4 略

税額等による階層区分		入所施設
		母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部及び自立援助ホーム
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	略
略		

備考

- 1 略
- 2 この表のD階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の所得税法第84条第1項の規定によって計算された所得税の額をいう。
ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
(1)・(2) 略
(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条
- 3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設、指定医療機関（入所に限る。）、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム（法第6条の3第8項に規定する事業を行う住居をいう。以下同じ。）及び里親をいう。
- 4 略

5 略

(1) 略

(2) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）

(3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第21条の5の3の規定により障害児通所支援を受ける児童、法第24条の2の規定により障害児入所支援を受ける児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯（次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。）

ア～エ 略

(4) 略

6 同一世帯から2人以上の児童等が、同時にこの表の適用を受けている場合は、当該月の徴収基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、当該施設のこの表の徴収基準額に0.1を乗じて得た額を当該児童等の徴収する費用の額とする。

ただし、児童の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合は、児童の属する世帯に係る徴収する費用の額は、「児童入所施設に係る徴収基準額+児童入所施設に係る徴収基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数-1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収基準額が全額徴収又は日割りであること若しくはこの表に定める児童自立支援施設通所部及び情緒障害児短期治療施設通所部の徴収基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額と

5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合は、この表にかかわらず、当該世帯に係る徴収する費用の額は0円とする。

(1) 略

(2) 母子世帯等（母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）

(3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第21条の5の3の規定により障害児通所支援を受ける児童、法第24条の2の規定により障害児入所支援を受ける児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（同法第5条第6項、第7項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は同法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯（次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。）

ア～エ 略

(4) 略

6 同一世帯から2人以上の児童等が、同時にこの表の適用を受けている場合は、当該月の徴収基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、当該施設のこの表の徴収基準額に0.1を乗じて得た額を当該児童等の徴収する費用の額とする。

ただし、児童の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合は、児童の属する世帯に係る徴収する費用の額は、「児童入所施設に係る徴収基準額+児童入所施設に係る徴収基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数-1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収基準額が全額徴収又は日割りであること若しくはこの表に定める児童自立支援施設通所部及び情緒障害児短期治療施設通所部の徴収基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額と

する。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設(法第6条の2の2第3項の指定発達支援医療機関、法第21条の5の15第1項の障害児通所支援事業所又は法第42条の障害児入所施設をいう。以下同じ。)の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収する費用の額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収する費用の額は0円とする。なお、ここでいう「児童入所施設」とは児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。

7・8 略

別表第3 (2の(2)関係)

乳児院における短期入所措置に係る費用徴収基準

税額等による階層区分		徴収基準額(日額)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	略
略		

備考

1 この表のD階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び旧所得税法第84条第1項の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1)・(2) 略

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条並びに平成25年改正法附則第59条第1項及び第60条第1項

2 略

する。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設(法第6条の2第3項の指定医療機関、法第21条の5の15第1項の障害児通所支援事業所又は法第42条の障害児入所施設をいう。以下同じ。)の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収する費用の額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収する費用の額は0円とする。なお、ここでいう「児童入所施設」とは児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。

7・8 略

別表第3 (2の(2)関係)

乳児院における短期入所措置に係る費用徴収基準

税額等による階層区分		徴収基準額(日額)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	略
略		

備考

1 この表のD階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び所得税法等の一部を改正する法律第1条の規定による改正前の所得税法第84条第1項の規定によって計算された所得税の額をいう。

ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1)・(2) 略

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第12条

2 略